

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件

京都国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から50年5月まで

私は、結婚をきっかけに昭和41年1月ごろにA区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に月額何百円かを3か月ずつ納め、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていたので、未加入や未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和49年5月から50年5月までについては、申立人は、49年5月8日に国民年金に任意加入して以降、厚生年金保険からの切替手続も適切に行い、60歳到達時まで国民年金保険料の未納期間が無いなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の保険料納付方法に関する記憶は、当時のB市における保険料収納方法と一致することなどから、申立人は国民年金に任意加入したにもかかわらず保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。
- 2 一方、申立期間のうち、昭和40年11月から49年4月までについては、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、申立人が国民年金被保険者資格を取得した39年12月以降、法定免除期間として管理されていたが、上記の申立人が国民年金に任意加入の手続を行った際に、申立人が転居した40年11月18日にさかのぼって国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、申立人は当該期間の保険料の納付ができなかったものとする。

が相当である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 5 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から51年3月まで
② 昭和61年4月から同年6月まで

昭和45年に、近所の人から国民年金の加入を勧められ、妻がA区役所に出向き、私の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、これまでの分もさかのぼって納付できると聞いたので、数日後に、二人分として約7万円を同区役所で納付したと妻から聞いている。

また、国民年金の加入後は、妻が私の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入以降、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、②については、3か月と短期間であるとともに、申立人は、当該期間直後の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料について、63年10月31日、平成元年1月31日及び同年4月25日と3か月ごとに順次、過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、未納期間の解消に努めていた申立人が、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然では

ない。

- 2 一方、申立期間のうち、①については、申立人夫婦は昭和 45 年に国民年金に加入したと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 3 月に払い出され、同年 2 月 3 日に国民年金付加保険料の申出を夫婦一緒に行っていることが確認できることから、申立人夫婦はこの日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったこの時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人は、51 年 4 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが社会保険事務所が保管している領収済通知書で確認できるものの、過年度納付が可能な 50 年 4 月から 51 年 3 月までについては、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻についても未納であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付していなかったとみるのが相当である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

昭和 45 年に、近所の人から国民年金の加入を勧められ、私が A 区役所に出向き、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、これまでの分もさかのぼって納付できると聞いたので、数日後に、二人分として約 7 万円を同区役所で納付した。

また、国民年金の加入後は、私が夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。未納とされていることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、②については、申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を約 7 万円納付し、その後も夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 3 月に連番で払い出され、同年 2 月 3 日に国民年金付加保険料の納付の申出を夫婦一緒に行っていることが申立人夫婦が所持する年金手帳からも確認できることから、この日に申立人夫婦は、国民年金の加

入手続を行ったものと考えられ、申立人の夫は、国民年金加入手続を行った同日に、過年度保険料として、申立期間の保険料を納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書で確認できる上、申立人が納付したとする金額は、申立人夫婦が、申立期間の過年度保険料と納付期限が過ぎた現年度保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立人についても、申立期間の保険料を夫と一緒に納付したのものと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間のうち、①については、申立人夫婦は昭和 45 年に国民年金に加入したと主張しているが、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立期間のうち 41 年 7 月から 43 年 2 月までについては、申立人は、厚生年金保険の被保険者であり、この期間は国民年金に加入できない期間であることから国民年金保険料を納付することはできない上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫についても申立期間は未納であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付していなかったとみるのが相当である。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、納付書が送られて来たら、妻が二人分を納付していた。未納のときは督促が来たら必ず納付していた。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続を行った昭和50年度以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、保険料の納付日が確認できる昭和60年1月以降については、申立人夫婦の保険料の納付日が一致しているなど、申立内容に不自然さは無い上、A市では、61年以降、国民年金保険料の未納者については、保険料納付の勸奨状を送付していることが確認できることから、申立期間についても申立人夫婦は納付書で納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、納付書が送られて来たら、私が二人分を納付していた。未納のときは督促が来たら必ず納付していた。未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、国民年金の加入手続を行った昭和50年度以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、保険料の納付日が確認できる昭和60年1月以降については、申立人夫婦の保険料の納付日が一致しているなど、申立内容に不自然さは無い上、A市では、61年以降、国民年金保険料の未納者については、保険料納付の勸奨状を送付していることが確認できることから、申立期間についても申立人夫婦は納付書で納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続をした。国民年金保険料月額が100円で、申立期間の保険料について2,400円を納付した。集金人からは納付した際に、国民年金手帳に印を押してもらった記憶が有る。年金を受給した際に国民年金手帳を回収され証明できるものは無いが、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認でき、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納を行うことができることとされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが通例であることが確認されている上、社会保険庁のオンライン記録でも38年4月以降の保険料を納付していることが確認できることから、この納付に併せて申立人は申立期間の保険料を納付

したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和23年4月から24年10月までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B製作所（株式会社Cの親会社。現在は、D株式会社。）における資格取得日に係る記録を23年4月1日、資格喪失日に係る記録を24年11月1日とし、同期間の標準報酬月額を、23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは4,500円、同年5月から同年10月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年12月31日まで
② 昭和26年5月1日から27年7月31日まで

私は昭和23年4月から24年12月まで株式会社Cで勤務し、26年5月から27年7月まではE株式会社で勤務したが、どちらの勤務期間も厚生年金保険の加入期間が無い。勤務していたときの給与明細書が一部あり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、同僚の供述及びA株式会社B製作所の回答から、申立人が昭和23年4月1日から24年10月31日まで株式会社Cに勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録において、申立人が申立期間において勤務していた株式会社Cが、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できないが、A株式会社B製作所の社史によれば、株式会社CはA株式会社B製作所が100

パーセント出資して設立された子会社であり、申立人が保管する上記の給与明細書には株式会社Cの名称とA株式会社B製作所の名称が混在することから、申立期間において、A株式会社B製作所が株式会社Cの給与事務を一括して行っていたと考えられる。

さらに、A株式会社B製作所が保管する健康保険資格取得届の控えには、申立人が健康保険の資格を昭和23年4月1日に取得し、その際の厚生年金保険の等級が6等級と記載されており、申立期間において株式会社Cに勤務していた同僚の氏名がA株式会社B製作所に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、A株式会社B製作所が申立人を含む株式会社Cの従業員の社会保険関係の事務も一括して行っていたと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、昭和23年4月から24年10月までの期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和23年4月から24年10月までの標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書の記載により、23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは4,500円、同年5月から同年10月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年4月から24年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和24年11月から同年12月までの期間については、株式会社Cの解散後であり、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料等は保管されていない上、当時の同僚からも申立人の勤務実態に係る供述を得ることができなかつたため、申立てに係る事実は確認できない。

申立期間②については、申立人はE株式会社の所在地及び当時の役員を記憶しており、申立人の供述とほぼ一致する法人登記簿が存在することから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E株式会社の元事業主及び役員は、いずれも既に亡くなっているか所在不明であり、申立てに係る事実を確認することができない。

また、社会保険庁の記録において、E株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 24 年 11 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち昭和 24 年 11 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の名称は、昭和21年6月1日にA株式会社B工場、27年6月15日にC株式会社に名称変更している。）における資格喪失日に係る記録を昭和23年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年11月20日から23年1月1日まで

亡夫は、昭和23年1月1日にA株式会社の本社勤務になるまでは、同社のB工場に勤めていた。空白になっている申立期間も厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

（注）申立は、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D株式会社が保管する従業員台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間を通じて同社に勤務し（昭和23年1月1日にA株式会社B工場からA株式会社E本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年10月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、D株式会社は不明としておりこのほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申し立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

A株式会社は、申立期間において社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、昭和50年7月から51年6月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を50年7月21日とし、50年7月から51年6月までの標準報酬月額を、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月21日から51年6月30日まで

B社が株式会社に改組し、A株式会社に社名変更し、継続して水道工事技術者として当該事業所に勤務したが、昭和50年7月1日から51年6月30日までの厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。50年1月から51年12月まで厚生年金保険料が控除された給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は昭和50年7月から51年6月までに係る期間において、A株式会社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によれば、A株式会社は昭和51年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿には、事業開始年月日欄に50年7月

21 日と記載されている上、当該事業所の申立期間当時の事務総務担当者の供述及び複数の同僚の供述によれば、同年7月から51年6月までの期間において常時5人から6人の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、昭和50年7月から51年6月までの標準報酬月額については、所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、50年7月から51年6月まで14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、昭和50年7月から51年6月までの期間について、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の50年7月から51年6月までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（平成元年7月から株式会社Bに名称変更。）における資格取得日に係る記録を平成元年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、株式会社Cを平成元年1月31日に退職し、同年2月1日に株式会社AのD事業部に入社しており、給与からも厚生年金保険料が控除されているため、調査の上申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管していた申立人に係る株式会社Cに関連する給与所得の源泉徴収票（平成元年分）、申立人が保管していた給与明細書及び株式会社Bの経理担当者の供述により、申立人が平成元年1月31日に株式会社Cから株式会社Aに転籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Cから株式会社Aに転籍している者は申立人を含めて4人いるが、いずれも平成元年2月1日で株式会社Aにおける厚生年金保険の資格を取得している。しかし、申立人が保管していた株式会社Cに係る1月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、株式会社Aに係る2月分の給与明細において1月及び2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が申立人を含む4人全員の資格取得日を誤って処理したとは考え難く、同社の事務担当者が誤って届出したことがうかがえる。したがって、株式会社Aにおける資格取得日は、平成元年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格取得日を平成元年1月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（平成元年7月から株式会社Bに名称変更。）における資格取得日に係る記録を平成元年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、株式会社Cを平成元年1月31日に退職し、同年2月1日に株式会社AのD事業部に入社しており、給与からも厚生年金保険料が控除されているため、調査の上申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管していた申立人に係る株式会社Cに関連する給与所得の源泉徴収票（平成元年分）、申立人の夫が保管していた給与明細書及び株式会社Bの経理担当者の供述により、申立人が平成元年1月31日に株式会社Cから株式会社Aに転籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Cから株式会社Aに転籍している者は申立人を含めて4人いるが、いずれも平成元年2月1日で株式会社Aにおける厚生年金保険の資格を取得している。しかし、申立人の夫が保管していた株式会社Cに係る1月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、株式会社Aに係る2月分の給与明細において1月及び2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様の取扱いがなされたものと

考えられる。

さらに、社会保険事務所が申立人を含む4人全員の資格取得日を誤って処理したとは考え難く、同社の事務担当者が誤って届出したことがうかがえる。したがって、株式会社Aにおける資格取得日は、平成元年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険庁の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格取得日を平成元年1月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（平成元年7月から株式会社Bに名称変更。）における資格取得日に係る記録を平成元年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、株式会社Cを平成元年1月31日に退職し、同年2月1日に株式会社AのD事業部に入社しており、給与からも厚生年金保険料が控除されているため、調査の上申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管していた申立人に係る株式会社Cに関連する給与所得の源泉徴収票（平成元年年分）、申立人の同僚が保管していた給与明細書及び株式会社Bの経理担当者の供述により、申立人が平成元年1月31日に株式会社Cから株式会社Aに転籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Cから株式会社Aに転籍している者は申立人を含めて4人いるが、いずれも平成元年2月1日で株式会社Aにおける厚生年金保険の資格を取得している。しかし、当該同僚が保管していた株式会社Cに係る1月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、株式会社Aに係る2月分の給与明細において1月及び2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様の取扱いがなされ

たものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が申立人を含む4人全員の資格取得日を誤って処理したとは考え難く、同社の事務担当者が誤って届出したことがうかがえる。したがって、株式会社Aにおける資格取得日は、平成元年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険庁の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格取得日を平成元年1月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る平成15年9月1日から16年8月31日までの期間における標準報酬月額は、17万円と記録され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に基づく年金額は給付されないこととなっているが、申立人は、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年8月31日まで
私が勤務していたA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所では17万円と記録されているが、これは22万円の誤りであるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人の申立期間に係る賃金台帳によると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A株式会社は、申立人から申立期間の標準報酬月額に係る記録に誤りが有るとの指摘を受け、平成15年分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（控え）及び申立人の勤務日数に関する記録を確認したところ、同年4月における勤務日数は、7日であったにもかかわらず、

これを 30 日として届け出たため、社会保険事務所において標準報酬月額が 17 万円に決定されたことが判明したことから、同社は、20 年 12 月 2 日、社会保険事務所に訂正の届出を行い、同年同月 5 日に記録訂正の処理が行われている。

しかし、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料と記録訂正前の標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料との差額分については、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく年金額は給付されないことになっている。このため、申立人は、当委員会に対し、申立期間の標準報酬月額に係る記録の確認を求めたものである。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、平成 15 年 4 月の勤務日数を誤って届け出たため、社会保険事務所において標準報酬月額が 17 万円と記録されたことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、芸妓組合からの国民年金加入の指導と元芸妓仲間の同僚からの強い勧めにより、自らA区役所で加入手続を行い、集金人に保険料の納付をしてきたので、未納とされるのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の創設時より国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月、集金人に納付してきたと主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人からもさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人は、国民年金に加入した当時の国民年金保険料は月額数千円だったと主張しているが、申立期間の保険料額とは大きく相違する上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月及び同年2月

昭和45年1月に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳が届いた。国民年金保険料は、A県B区役所で時効にならない分を納付したと思っている。納付の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月ごろにA県B区役所で国民年金の加入手続を行い、納付可能な国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は44年12月ごろに払い出され、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点では同区役所において納付できる保険料は現年度分のみであり、過年度分となる申立期間の保険料を同区役所において納付することはできないなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入手続を行うまでは厚生年金保険の被保険者であり、申立期間の資格得喪記録が社会保険庁のオンライン記録に記載されたのは、平成10年2月12日であることが確認できることから、申立人は、この時点まで申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたとみるのが自然である。

なお、申立人は、昭和45年4月22日に44年4月から45年3月までの国民年金保険料を一括して納付していることが、申立人が所持する国民年金手帳により確認できることから、申立人はこのことを誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

結婚後、母親の店を手伝っていた昭和37年ごろ、国民年金に加入して国民年金保険料を集金人に、私が母親の分と一緒に払っていた。その後、時期は分からないが夫も国民年金に加入し、夫の分も併せて払っていた。

社会保険事務所に記録照会したところ、申立期間が未納となっていたとの回答であったが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年6月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人は集金人にまとめて納付したとも主張しているが、A市では国庫金の収納は取り扱っていなかったことが確認されていることから、申立人の主張は不自然である。

なお、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料が納付済みであるものの、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に国民年金保険料

を納付したとする申立人の夫が保険料を納付しているのは昭和42年4月以降であり、申立期間については未納又は厚生年金保険加入期間となっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年3月まで

私は、勤務していた会社を退職した後、昭和46年7月ごろ、妻が集金人に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、妻自身の保険料と一緒に納付していたはずである。私のみが未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月ごろ、申立人の妻が、集金人に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、49年10月に払い出されていることが確認できることから、申立人の妻は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年2月まで

私は、勤務先を退職後、公共職業安定所に出向いた際、雇用保険受給中は国民年金に加入するようとの助言を受け、妻がA市役所で加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。未納になっているのに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後、申立人の妻が、A市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の基礎年金番号情報記録では、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号であり、国民年金記号番号は登録されておらず、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年12月まで

私は、自宅で集金人に国民年金の加入手続をし、同時に国民年金付加保険料納付の申出をした。最初は、集金人に定額保険料と付加保険料を納付し、その後は、A銀行B支店やC信用金庫D支店で口座振替により納付していた。しかし、「ねんきん特別便」が届いて年金記録を確認すると、付加保険料が納付されているのは昭和50年1月からとなっていた。私は、国民年金に加入した46年9月から定額保険料と併せて付加保険料を納付したはずであり、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について定額保険料と併せて国民年金付加保険料を集金人に納付し、その後は、口座振替で納付したと主張しているが、申立人が居住していたE市で口座振替納付が開始されたのは、申立期間後の昭和52年6月であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳では、昭和49年度の摘要欄に「50.1 ㊦」の記載及び昭和50年1月から国民年金付加保険料の納付の押印が有り、このことは、社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人は、申立期間について付加保険料を納付していなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 22 年 4 月 5 日から 23 年 12 月 25 日まで

私は、申立期間①は株式会社AのB工場に、申立期間②は株式会社Cに勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、両申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、両申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人と同じ寄宿舍に居住していた同僚の供述から、申立人は申立期間に株式会社AのB工場に勤務していたことが推認できるが、当該同僚は、勤務形態については、学徒動員であったのか実習として働いていたのかはっきりと覚えておらず、厚生年金保険の加入についても、分からない旨の供述をしている上、社会保険庁の記録によると当該同僚についても、申立期間に、同工場での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、現在の株式会社A人事サービスセンターに照会したところ、申立期間当時の関係資料は見当たらず、当時のことを知る者も不明である旨の回答であり、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所によると、株式会社AのB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存しておらず、社会保険庁のオンライン記録においても同工場が厚生年金保険の適用事業所として確認することができないが、調

査の結果、社会保険事務所の事業所記号簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿により、申立期間を含む昭和 19 年 1 月 25 日から同年 11 月 23 日までの期間において、同事業所が適用事業所であったことが確認できた。しかし、同払出簿においても、申立期間に申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとする株式会社 C が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、法人登記簿においても該当事業所がないため、事業所としての実態が確認できない。

また、申立人が氏名を挙げている当時の上司及び同僚について、所在が不明であるため、申立人の申立てに係る事実について供述を得ることはできない。

さらに、申立人が所持している給与明細書について、申立人は同事業所における初任給の給与明細書であると主張しているが、記載されている支給額及び社会保険料控除額から判断すると、申立期間より後の、昭和 24 年 8 月 1 日以降のものであることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで

A工場に昭和 46 年ごろからパートとして勤務していたが、夫が 51 年 6 月 12 日に交通事故をおこしたので、それを機会に正社員として勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及びA工場が保管している給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所が保管している所得税源泉徴収簿には、申立人の給与は、昭和 51 年 8 月までは時間給で計算されているものの、同年 9 月から基本給及び精勤手当が加算され、その後 55 年 6 月の給与から厚生年金保険料の控除が開始されていることが記録されており、申立期間においては、控除されていないことが確認できる。また、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、同年 5 月 1 日資格取得と記載されており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出をしていたことが確認できる。

これらについて、当該事業所に照会したところ、当時の事業主は亡くなっているが、同源泉徴収簿及び同資格取得確認及び標準報酬決定通知書から判断すると、昭和 51 年 9 月の時期に時間給から基本給プラス精勤手当の給与に待遇が改善され、その後、55 年 5 月から申立人を厚生年金保険に加入させ、翌 6 月の給与から保険料を控除していたと思われる旨の回答であった。

また、社会保険庁の記録によると、A工場における申立人の申立期間については国民年金保険料が納付されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 54 年 1 月 31 日まで

私は、株式会社Aに創業と同時に入社し、昭和 56 年 9 月まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は 54 年 2 月 1 日と記録されている旨の回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、昭和 54 年 2 月 1 日からであり、それ以前の申立期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、登記簿でも平成元年 12 月 4 日に解散し、申立人によると当時の事業主も既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所が新規適用事業所となる前の申立期間には、事業主及びその妻である役員は、国民年金の被保険者となり国民年金保険料を納付している上、従業員の一について、申立人と同じく厚生年金保険は未加入期間となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険の新規適用時における被保険者数は事業主を含め 6 人であるが、申立人によると、申立期間当時の従業員は事業主を含め 3、4 人と述べており、申立期間当時において同社が厚生年金保険の

適用事業所としての要件を満たしていなかった可能性がある。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所において申立期間より後の昭和 54 年 8 月 10 日に被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年ごろから 50 年 9 月 30 日まで
申立期間において、有限会社A（現在は株式会社B）に勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び昭和 49 年 7 月 21 日から 50 年 9 月 30 日までの申立人の雇用保険被保険者記録から、申立期間のうち、この期間については申立人が有限会社Aに勤務していたことが確認できるが、同社に照会したところ、申立期間当時の書類は保管しておらず、当時の状況を知る者もない旨の回答があり、申立てに係る関連資料及び供述を得ることはできず、厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人が記憶する当時の同僚の中にも、申立人と同様に有限会社Aに係る厚生年金保険の加入記録が無い者が複数おり、加入記録のある同僚が自分と同じ仕事に従事していたとする者の中にも、厚生年金保険の加入記録の無い者が複数見られるほか、申立期間当時の代表取締役も、申立期間より 4 年ほど後に厚生年金保険に加入していることから、同社においては、厚生年金保険の加入手続を全員については行っていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことに関する具体的な記憶を有していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 21 日から 40 年 3 月 15 日まで

私は有限会社Aに昭和 37 年 12 月から 40 年 3 月 15 日まで勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の 15 か月間が未加入期間になっていることが分かった。

同社には、次の勤務先に引き抜かれるまで勤めたので、その間が空白になっているということは無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時のB市における勤務状況について詳細かつ具体的な供述をしていることから、申立期間に有限会社Aにおいて勤務の実態があった事実は推認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿の記録においても平成8年6月に解散となっている上、申立期間当時の代表取締役の所在も不明であることから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、同僚への照会を行っても、申立人について記憶している元従業員はいるものの、具体的な勤務期間まで記憶している者はいないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 38 年 12 月 21 日に資格喪失しており、その後の標準報酬月額改定記録も無いことから、社会保険事務所の処理に不自然な点は

みられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月15日から同年10月31日まで
昭和31年11月28日から33年10月31日まで株式会社Aに勤務していた。しかし、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿によると、株式会社Aは、平成15年3月20日に解散しており、同社元役員に照会したところ、申立てに係る関連資料等は保管していないが、当該元役員が昭和33年1月8日に結婚し、その後、同社に出社した同年1月中旬には、申立人は既に退社していた旨の回答が得られた。

また、当時の同僚に申立人の申立期間における勤務実態等について照会を行ったものの、これを確認できる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和33年1月14日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、資格喪失した月に健康保険証が返納された記載があるほか、32年8月以降に申立人の標準報酬月額が改定された記録は無く、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点はみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月から30年3月まで
② 昭和40年2月3日から41年3月31日まで

社会保険事務所に両申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、記録は無いという回答であった。申立期間①についてはA社に勤務していた期間であり、申立期間②については、その前後において株式会社Bでの厚生年金保険の被保険者であったが、同社で中途退職はしていない。両申立期間につき厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は昭和30年4月1日に適用事業所でなくなっており、元事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年7月9日であり、それ以前に適用事業所であった記録は確認できないため、申立人はそれ以前の申立期間において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同名簿に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、同名簿では、申立人が申立期間において当該事業所で同じ業務で勤務していたと述べている申立人の弟及び同僚から名前の挙がった他の複数の従業員についても、これらの者の記録は確認できない。

申立期間②について、同僚の供述から、申立人は申立期間においても株式会社Bにおいて継続して勤務していた事は推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は同社において昭和 39 年 8 月 21 日に厚生年金保険の資格を取得後、40 年 2 月 3 日に資格を喪失しており、その後 41 年 4 月 1 日に再度資格を取得するまで加入記録が無い。また、申立人以外の従業員についても厚生年金保険の資格期間が申立人と同様に途切れている者が確認できるほか、申立人が当該事業所への入社を誘われたと述べている元役員についても法人登記簿謄本によると同社の設立時からの取締役でありながら、同氏の厚生年金保険への加入は申立人の申立期間より後の 42 年 5 月 1 日からしか確認できない。

また、当該事業所は平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実の有無について、関連資料及び供述を得る事ができない。

さらに、雇用保険被保険者記録においても、申立人が当該事業所において被保険者であった記録は無い。

申立人は両申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、給与明細等、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年から49年6月1日まで

私は、厚生年金保険もあると紹介されて、「A社」に見習いとして昭和41年に入り、50年1月まで勤めたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から申立人が申立期間において、株式会社Aで働いていたことは推認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所には当時の関連資料等が保管されていないことから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間に係る株式会社Aの当時の事業主が行っていた従業員に対する厚生年金保険の加入手続は一律でなかったと当該事業所の関係者が供述している上、申立人が記憶する当時の職場の同僚の中には、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載がない者もみられることから、当時、当該事業所においてはすべての従業員について厚生年金保険へ加入させる取扱いではなかったこともうかがえる。

さらに、申立人は申立期間のうち一部期間（14か月間）を除き、昭和41年4月から49年5月まで、国民年金の保険料を自宅まで集金に来た区役所の職員に払っていたと供述している上、申立期間当時の同僚の一人は「当時のBの経営者は、従業員が厚生年金に加入したいと言っても、国民年金に入ればいいと取り合ってくれなかった。」と供述していることから、当該期間におい

て給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年ごろから32年ごろまで

私の夫は、昭和25年ごろから32年ごろまでA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

私の夫は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、申立人が株式会社A(前身の個人商店を含む。)に勤務していたことは推認できるが、上記同僚等の供述においても、申立人の正確な勤務期間は確認できず、当該事業所は昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の親族及び申立期間当時に当該事業所の会計事務を担当していた税理士の親族に照会しても、当時の給与明細書等、関連資料の存否は不明のため、申立てに係る事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録によれば、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年10月1日以降であり、申立期間のうち、25年から31年9月30日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年10月1日以降の期間について、32年5月15日から当該事業所において厚生年金保

険の加入記録のある同僚は、「申立人が退職された後、入れ違いでA社に勤務した。」と供述しているため、申立人が32年ごろまで当該事業所に勤務していた可能性はあるが、上記同僚の供述においても、申立人が厚生年金保険の被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号も連続しており、欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 25 日から 55 年 11 月まで

私は、昭和 53 年 10 月から 55 年 11 月までの期間、A 市立小学校において保健室の臨時講師として勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA市立小学校に勤務していたと主張している期間のうち、昭和 53 年 10 月 2 日から 54 年 3 月 24 日までについては、同市教育委員会が保管する発令簿には、申立人は臨時養護職員であったことが記載されている。同市教育委員会の担当者によると、臨時養護職員については、厚生年金保険の加入に関する当時における取扱いは明確ではないものの、同市が給与を負担し、実態として厚生年金保険に加入させていた旨を供述している。

また、申立人がA市立小学校に勤務していたと主張している期間のうち、昭和 54 年 3 月 25 日から 55 年 3 月 31 日までの期間については、当該発令簿において申立人が同市立小学校に勤務した事実は確認できない。

さらに、当該発令簿から、申立人がA市立小学校に勤務していたと主張している期間のうち、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間はA市立B小学校に、同年 8 月 20 日から同月 31 日までの期間及び同年 9 月 19 日から同年 12 月 6 日までの期間は同C小学校にそれぞれ勤務したことは確認できるが、当該発令簿には、これらの期間は臨時的任用職員であったことが

記載されており、同市教育委員会の担当者によると、臨時的任用職員については、D県が給与を負担している旨を供述している。このため、同県教育庁に対し、申立期間当時における臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて照会を行ったところ、同県が63年4月1日に「臨時的任用職員に係る健康保険・厚生年金保険制度実施要項」の運用を開始する以前は、臨時的任用職員については厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答が得られた。

加えて、A市教育委員会が作成する教職員の厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する記録によると、申立人は、同資格を昭和53年10月2日に取得し、54年3月25日に喪失したことが記録されており、雇用保険の記録においても、同市教育委員会において、53年10月2日に雇用保険の被保険者資格を取得し、54年3月24日に離職しており、雇用保険の被保険者であった期間が厚生年金保険の被保険者であった期間と一致していることから、同市教育委員会において社会保険事務所に記録されているとおりの被保険者資格に係る届出が行われたことが推認できる。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年5月21日から55年12月9日までの期間、E企業組合F営業所において厚生年金保険被保険者となった記録が確認できることから、申立期間のうち、54年5月21日以降の期間については、A市教育委員会においても厚生年金保険料が給与から控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 17 日から 14 年 1 月 10 日まで

私は、A社を平成 13 年 8 月 16 日に退職後、すぐに有限会社Bに入社しており、5か月の空白期間があることが納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間中において有限会社Bに勤務していたことは認められるが、当該事業所は平成 15 年に解散しており、当時の事業主に照会したところ、「会社が解散して5年以上経過しているため残された資料は少ないが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び電子情報化されていた賃金台帳を確認したところ、申立人は 13 年 10 月 10 日に入社し 14 年 2 月 10 日付けで退職しているが、13 年 10 月 10 日から 14 年 1 月 10 日までの期間は試雇期間（臨時職員）で雇用保険のみ加入させており、厚生年金保険料は給与から控除していない。申立人が正社員であったのは同年 1 月 11 日から同年 2 月 10 日である。」と回答している上、当該事業所が申立人の正社員期間と回答している期間は、申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者加入記録と一致しているため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、当時の同僚に照会しても、申立人が申立期間中において当該事業所に勤務していたこと以外の供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 54 年 3 月から 56 年 4 月まで
③ 昭和 56 年 5 月から 57 年 2 月まで

私は、昭和 52 年 2 月から 57 年 2 月までの期間のうち、A 株式会社で約 2 年、B 株式会社で約 2 年、C 株式会社で約 1 年、いずれも建売住宅の販売をしていた。この 3 社においては、厚生年金保険料を給料から控除されていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している上司が現在も A 株式会社の役員であることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社に照会したところ、当時の関連資料は保管されておらず、申立人の勤務期間、勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、A 株式会社の役員は、「申立人については記憶が無く、仮に勤務していたとすれば、勤務期間が短かったため厚生年金保険に加入させなかったのではないか。」と回答している上、複数の同僚が「勤務を開始して 1 年ほど経過してから厚生年金保険に加入している。」と供述していることから、申立期間当時、同社における従業員の厚生年金保険被保険者資格の取扱いは、すべての従業員について入社後直ちに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 株式会社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、B株式会社に照会したが、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできないため、登記簿謄本に記載された元役員に照会したが、申立てに係る事実に関する回答を得ることができなかったため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録において、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人は2人の同僚を記憶しているが、姓のみの記憶であるため、特定することはできず、申立てに係る事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、株式会社Cの事業主の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できるが、同社に照会したところ、当時の関連資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、上記事業主は、「申立期間当時は、従業員全員が厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、社会保険庁の記録においても、株式会社Cが厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、同社がD株式会社に名称を変更した後の平成3年2月1日であり、申立期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当時の状況が分かる者も不明のため、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、いずれの申立期間においても、雇用保険の記録において、申立人が雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 12 月から 57 年 4 月まで

私は、昭和 35 年 4 月から 37 年 3 月までは株式会社 A の B 支店 C 出張所で D 港 E ビル建設の土木工として勤務し、40 年 4 月から 47 年 3 月までは同社 F 支社 G 出張所で H 鉄道 I 駅（現在は、J 株式会社 I 駅。）新築建設の鉄筋工として勤務していた。

また、昭和 53 年 12 月から 57 年 4 月までは K ホテル（同ホテルの経営主体は L 株式会社。）に正社員として採用され、ボイラー技士として勤務していた。当時の同僚として「M さん」を記憶している。厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、株式会社 A に照会したところ、申立期間①で申立人が土木工として建設に従事していたとする N 県 O 市にある D 港において、P ビルを建設した実績が有ると回答していることから、申立人が同社に勤務していた可能性は有るが、同社には当時の人事記録等が保管されていないことから、申立人の正確な勤務実態は確認できない。

また、申立期間②について、申立人は Q 県 R 市にある H 鉄道 I 駅の建設に従事していたとしているが、株式会社 A は同駅を建設した実績は無いとしており、申立てに係る事実は確認できない。

さらに、株式会社 A には、申立期間①及び②に係る当時の賃金台帳等は保

管されていないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人は、当時の職種は土木工及び鉄筋工であったとしているが、株式会社Aは、当時は「基幹要員（班長、準班長、世話役等）を除き、日雇健康保険、雇用保険にのみ加入させていた。」と回答しており、当時、同社においては、すべての従業員について、厚生年金保険の加入手続を行う取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当時の状況が分かる者も不明のため、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Aに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間②については、雇用保険の記録において、申立人が雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

申立期間③については、申立人が記憶している同僚を含む複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、Kホテルに勤務していたことは推認できるが、同社に照会したところ、当時の関連資料は保管されておらず、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、Kホテルの人事担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入させていない従業員がいた。」と回答しているほか、申立人を記憶している同僚も、「従業員全員が厚生年金保険に加入していた訳ではなかった。」と、供述していることから、当時、当該事業所はすべての従業員について、厚生年金保険の加入手続を行う取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録において、申立人が雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、いずれの申立期間においても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 保育園（現在の経営主体は、社会福祉法人 B。）に勤務していたときの記録が抜け落ちていることが判明した。申立期間は保母として勤務しており、厚生年金保険の未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 保育園が保管する「役職員名簿」から、申立人が申立期間において同園に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同園が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 3 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間当時の A 保育園の園長は既に亡くなっており、当時の賃金台帳等の資料も保管されていないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、複数の元同僚に照会したところ、A 保育園が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間より後である旨供述している上、社会保険庁の記録において、申立人は申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 26 日から 40 年 3 月 20 日まで
(株式会社A)
② 昭和 40 年 3 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
(B店)
③ 昭和 42 年 9 月 26 日から 43 年 11 月 11 日まで
(C株式会社)
④ 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
(Dクリニック)

株式会社A及びC株式会社に勤めていた期間については、65歳になり、年金の手続でE社会保険事務所へ行ったときに、脱退手当金という制度が有り、支給済みとなっていることを知ったが、私は脱退手当金を受領した記憶が無い。当時住んでいたF市には、最寄りに社会保険事務所は無く、両親も高齢だったので受け取りに行くことはできなかつたはずである。

また、B店及びDクリニックに勤めていた期間については、社会保険事務所から厚生年金保険に加入していなかつた期間であるとの回答があつた。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、当時の事務処理においては、脱退手当金を

支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 G」と押印されている上、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、厚生年金保険台帳記号番号「H」の被保険者期間について、昭和44年3月31日に1万4,225円の脱退手当金が支給決定された旨の記載が有ることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が2期間有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とはそれぞれ別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和43年度当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和44年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、F市I町に所在していた「B店」に勤務していたと供述しているが、社会保険庁の記録において、「B店」という名称の適用事業所の記録は確認できず、F市I町を所在地とする適用事業所として、「J株式会社」の記録が確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間より後の昭和41年9月1日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない上、申立人の供述によると、「B店」の従業員は申立人を含めて3人であったとしていることから、申立期間当時は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件に該当していなかった可能性がうかがえる。

なお、「J株式会社」は平成18年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和41年当時の元事業主は既に亡くなっているため、元事業主の親族に照会したものの、当時の資料は保管しておらず不明であるとの回答であり、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立人の給与か

ら厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

申立期間④について、社会保険庁の記録において、Dクリニックが厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間より後の昭和 49 年 9 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時のDクリニックの事業主を記憶しているものの、社会保険庁の記録において、当該事業主に係る被保険者記録は確認できず、当該事業所は平成 14 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和 49 年当時の元事業主は既に亡くなっているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることから、申立てについては合理性に欠ける。

申立期間②及び④について、申立人は申立期間当時の同僚について記憶しているが、社会保険庁の記録を調査したものの、当該同僚の被保険者記録について確認することはできず、所在が不明であり、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

また、申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。

このほか、申立期間②及び④について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 15 日から 33 年 10 月 19 日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答であったが、私は受領した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 10 月 19 日の前後に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 20 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる 12 人全員が資格喪失日の約 1 か月から 6 か月後に支給決定されており、支給記録が確認できる同僚は「事業所が代理請求を行っていた。」と供述している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、当該事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、昭和 32 年 12 月 2 日保業発第 186 号通知によると、最後の厚生年金保険資格喪失日が同年 10 月 2 日以降の者については、被保険者台帳への「脱」表示は必要としない旨規定されており、申立人の厚生年金保険資格喪失日は 34 年 4 月 13 日であり、社会保険事務所では、当該通知に基づき、被保険者名簿に「脱」表示を行わなかったものと考えられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認するこ

とはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金は支給済みとの回答をもらったが、脱退手当金は受領していないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の脱退手当金の支給記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 20 年 10 月 1 日から約 1 年 5 か月経過後の 22 年 3 月 7 日に支給決定されているが、申立期間当時の脱退手当金の支給要件として、死亡又は資格喪失後 1 年経過後に請求できることとされていたことから、この待期期間を差し引くと、約 5 か月後に支給決定され、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる 4 人全員について、被保険者名簿に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないとは推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないこ

とをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月15日から34年10月17日まで
(株式会社AのB店)
② 昭和36年8月1日から38年10月21日まで
(C株式会社D支店)

私は、申立期間について、脱退手当金を受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 E」と押印されていることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和39年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。